

【声明】東電元経営者に対する刑事裁判の無罪判決に抗議し、控訴することを強く要請します

2019年9月19日、東京地方裁判所永淵健一裁判長は、業務上過失致死傷罪で強制起訴された東京電力旧経営陣の3被告(勝俣恒久元会長、武藤栄元副社長、及び武黒一郎元副社長:以下3人)に対して無罪判決を言い渡しました。私たちは科学者の学術団体として、日本政府による長期にわたる原子力開発政策の撤回を要求してきました。とはいえ、本訴訟を東京電力の経営責任を追及する唯一最善の手段と考えたり、被告をただ罰することだけを望むものではありません。しかし、今回の判決は以下の理由により、社会に重大な否定的影響を及ぼすものであり、強く抗議します。そして、今回の判決を破棄させるべく、検察官役の指定弁護士が控訴するよう強く要請します。

判決は「原発で事故が発生すれば、放射性物質が施設外へ漏れ、施設の従業員や周辺住民の生命、身体に重大な危険を及ぼし、周辺の環境を放射能で汚染するなど、甚大な被害をもたらす恐れがあることは公知の事実だ」(「内は判決文要旨より。以下同様)と断言しながらも、重大な結果を回避するための結果回避義務は3人にはなかったとしました。そればかりか、福島第一原発の「運転には小さくない社会的な有用性が認められる。……運転停止がどのような負担を伴うものかも考慮されるべきだ」と甚大な被害防止ではなく、電力会社の「負担」を心配し、3人を擁護し、3人に不利な証言を徹底して無視したもので公正を欠いた不当判決と言わざるを得ません。

さらに、伊方原発訴訟の火山噴火に関わって述べられた「社会通念」を引き合いに出し、「絶対的安全性の確保までを前提としてはいなかった」と結論づけました。これは安全神話崩壊以前の原発が絶対的安全とまで強調されていた事実に類かむりをした結論といえます。

そもそも原子力発電所のリスク管理上の責任が、一般的な企業施設における事業者の管理責任とは比較にならない高レベルのものであることが要請されます。このことは、原子力発電所のリスクの不確実性を理由にして、東京電力の経営幹部が企業利益の追求のためにその安全基準を引き下げたことを、刑事法においてすらも容認し得ないことを意味しています。それは、もはや一般的な知識水準を有する者であれば共有しているものです。ところが本判決は、このような被告企業・経営幹部の刑事責任を意図的に希釈することを通じて、東京電力の経営幹部を免責したものです。「直ちに工事に着手し、完了まで運転を停止しなければ事故が起こり得ると認識していなくても不合理とは言えない」とする判決内容は、自然科学者や国会質問で再三にわたって指摘されていたリスクを刑事裁判所がことさらに低く見積もることを通じて、なされたものです。こうした結論は、他の原発の再稼働を応援するものであり、政府の原子力政策を忖度したもので許され得ません。

法的に、刑事裁判において「疑わしきは被告人の利益に」というのが大原則であることは私たちも否定しません。しかし、これを前提にしても、科学的に、指定弁護士が膨大な証拠を裁判所に提出したにもかかわらず、島崎邦彦氏(大飯原発3、4号機運転差止請求事件の名古屋高裁金沢支部での証人)らがとりまとめた「長期評価」を取り入れるよう自治体や他の電力会社から求められていた事実を認定しなかったことや、「長期評価」について、これを否定するに足る具体的根拠を示さず、軽々しく論じていることは、もう一方の大原則である証拠裁判主義(刑事訴訟法317条)などに照らし、大問題といえます。

東京電力に対する民事の損害賠償請求においては、ほとんどの裁判所において国及び東京電力の過失が認められています。3.11後に起こされた多数の原発関連裁判において、今日においてもなお原発が有用であると判示した判決は、勝訴、敗訴の結果のいかんを問わず、一つもありません。

今なお塗炭の苦しみの中にある被害者や4万人を超える未帰還者を再び傷つけた判決を、私たちは許すことが出来ません。東京電力はもとより、もう一方の当事者である国も、民事訴訟における判断こそを真摯に受け止め、速やかにすべての原発の運転を停止させるとともに、被害救済に全力で取り組むべきです。

以上の通り、東電元経営者に対する刑事裁判における無罪判決に抗議し、控訴の意義はきわめて大きいと考え、検察官役の指定弁護士が控訴することを強く要請し、私たちはそれを支援していきます。

2019年9月25日

日本科学者会議幹事会
日本科学者会議原子力問題研究委員会